

(四) 勞働調査部

(三) 職業紹介部

(二) 争議部

(一) 政治部

(一) 出版部

第三章 機関

第五條 本會ノ機關ヲ分ケテ左ノ三種トス

(一) 大會

(二) 理事會

(三) 執行委員會

第六條 大會ハ役員理事各部長並ニ各組合選出ノ代表員ヲ以テ組織シ毎年一回開催重要事

項ヲ協議決定ス

但理事會ノ必要ト認メタル時ハ臨時大會ヲ

開催スルコトヲ得

第七條 各組合ハ左ノ標準トシテ概リ大會ノ代表員ヲ

選出スルモノトス

(一) 會費完納會員百名未満ノ組合ニ對シテ

(二) 全五百名未満ノ組合ハ五十名毎ニ壹名

(三) 全五百名以上ノ組合ハ五百名迄ヲハ二頂ニ依リ五

百名以上ハ百名ヲ増ス毎ニ壹名

但シ端數半數以上ニ達シタル時ハ壹名ヲ加フ

第八條 理事會ハ大會選出ノ理事並ニ本會役員

各部長ヲ以テ組織シ緊急事項ヲ協議決定ス

第九條 執行委員ハ會計主事各部長ヲ以テ